

平成21年度定期監査(10)(建築工事) 監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成21年12月11日から平成22年2月5日までの間において実日数4日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成21年度の建築工事が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ バリアフリー、環境等への配慮はされているか。

ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督(監理)は、適切に行われているか。

(4) 監査対象施設および工事

ア 練馬区立石神井図書館[練馬区石神井台一丁目16番31号]

耐震補強および大規模改修工事、同機械設備工事、同昇降機設備工事、同電気設備工事、同工事監理業務委託

イ 練馬区立石神井公園ふるさと文化館および石神井プール
[練馬区石神井町五丁目12番16号]

新築工事、新築機械設備工事、新築昇降機設備工事、新築電気設備工事、新築工事監理業務委託

(5) 監査対象部課

ア 総務部施設管理課

イ 教育委員会事務局生涯学習部

生涯学習課、スポーツ振興課、光が丘図書館

2 監査の結果

適正に執行されていた。